

## 倉敷市農業委員会農地部会議事録

1 開催日時 平成28年10月12日(水)午前10時00分から午前10時30分

2 開催場所 倉敷市役所 5階502会議室

3 出席委員(15人)

農地部会長 18番 小野 健児 委員

農地部会長代理 16番 栗坂 正 委員

農地部会長代理 17番 岡 勝嗣 委員

委員

1番 古川 敦己 委員 2番 柿本 太志 委員 3番 千田 甚治 委員

5番 中桐 敏憲 委員 6番 田邊 洋樹 委員 7番 小幡 通隆 委員

8番 安田 公彦 委員 9番 難波 福治 委員 10番 難波 朋裕 委員

12番 亀山 徹 委員 13番 難波 克巳 委員 15番 光田 稔 委員

4 欠席委員(3人)

4番 山地 康弘 委員 11番 原田 龍五 委員 14番 黒岡 勝美 委員

5 農業委員会等に関する法律24条(議事参与の制限)に該当した委員

9番 難波 福治 委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画について

議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第4号 農地法第18条の規定による通知について

報告第5号 農地法第4条の規定による届出の取り止めについて

追加議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

次長 池原 伸一 主幹 前田 一郎 主任 日下部 啓司 主任 中村 英樹

主任 小林 龍治 主任 則本 真知子 副主任 早乗 周治

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

事務局 池原次長	<p>(開会 午前10時00分)</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから農地部会を開催したいと思います。</p> <p>それでは、議事に入りたいと思います。農地部会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会会議規則により、議長は農地部会長が務めることになっておりますので、これより議事の進行は小野農地部会長さんをお願いしたいと思います。小野部会長さんよろしく申し上げます。</p>
小野農地 部会長 (以下 「議長」	<p>ただ今から、平成28年10月の農地部会を開会いたします。</p> <p>出席委員は18名中(15)名で、過半数に達しておりますので、農地部会は成立しております。</p> <p>それでは皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>これより議事に入ります。まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。倉敷市農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>それでは(17)番(岡 勝嗣)委員と(1)番(古川 敦己)委員にお願いします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の小林主任と早乗副主任を指名いたします。</p> <p>以上で議事日程第1を終わります。</p> <p>それでは議事に入ります。1頁をお開きください。</p> <p>議事日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 則本主任	<p>則本です。それでは説明させていただきます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁に7件の申請がありました。</p>

	<p>権利の種類の内訳は、すべて所有権移転です。</p> <p>それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。</p> <p><b>【議案第1号、1番から7番について調査票をもとに説明】</b></p> <p>今回申請のありました1番から7番につきましては、調査票のとおり問題のある案件はございませんでした。</p> <p>また、各地区協議会でご審議いただきましたが、調査票のとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしているものとして、異議なく許可とのことでした。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ですが、1頁1番から7番までの計7件は、別添調査票のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p><b>【 異議なしの声あり 】</b></p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第1号は、1頁1番から7番までの計7件は、許可と決定いたします。</p> <p>次に、2頁をお開きください。議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。</p> <p>それでは、事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局 早乗 副主任	<p>早乗です。説明は座ってさせていただきます。</p> <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが、2頁に2件の申請がございました。</p> <p>次に各案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので、あわせて参照してください。</p> <p><b>【議案第2号、1番から2番について調査票をもとに朗読・説明】</b></p> <p>今回申請のありました、2件についてですが、許可基準からみた検討状況につき</p>

	<p>まして、農地法第4条第6項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。</p> <p>また、この2件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可との意見でした。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」ですが、2頁1番から2番までの計2件は、別添調査票のとおり、農地法第4条第6項各号に該当しないものとして、許可ということでございますが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第2号は、2頁1番から2番までの計2件は、許可と決定いたします。</p> <p>次に、3頁をお開きください。議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題にします。</p> <p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 早乗 副主任	<p>早乗です。説明は座ってさせていただきます。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、3頁から6頁にかけて23件の申請がありました。</p> <p>次に各案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。</p> <p><b>【議案第3号、調査票をもとに朗読・説明】</b></p> <p>1番についてですが、前回の保留案件でございます。</p> <p>倉敷東地区協議会でご審議頂きましたが、本件は、都市計画法に基づく開発許可申請が倉敷市長に提出されておらず、保留となっていた案件でございます。</p> <p>倉敷東地区協議会でご審議頂きましたが、10月5日時点では開発許可申請書の提出がなされていなかったため、農地部会までに提出されれば許可意見とのことでした。</p>

申請人に確認を行ったところ、平成28年10月7日付けで開発許可申請書が提出され受理をされていることが確認できたため許可意見となっております。

2番と3番は関連しております。

3番の露天駐車場の進入路として2番の市道拡幅を行うものです。

3番についてですが、事業者は申請地の北側で流通センターを経営しておりますが、この施設は農業者の就業機会に付与する施設として許可されたものです。しかし、農業者雇用の形態がみられないため、農業者雇用について改善策の提出を求める必要があるため保留とのことでした。

しかし、倉敷市東地区協議会でご審議頂きましたが、いまだ改善策が提出されていないため保留とのことでした。

あわせて2番も保留とのことでした。

4番についてですが、平成28年10月4日付けで取り下げ書が提出されたため取り下げとなっております。

5番から18番について、特に問題はございませんでした。

19番についてですが分家住宅の建設予定地について、農地を分断する形で設計されており再検討を求めましたが、まだ回答を得られておりませんので保留となっております。

20番から23番は特に問題はございませんでした。

以上により、2番と3番と19番は保留。4番は取下げ。

1番、5番から18番、20番から23番の19件について許可基準からみた検討状況は、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。

また、これらの19件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可との意見でした。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

事務局の説明では、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、3頁1番から6頁23番までの計23件の内、4番は取下げ、2番、3番及び19番は保留、残り19件は、別添調査票のとおり、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はありません

各委員	んか。
議 長	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
	<p>異議なしとのことですから、議案第3号は、3頁1番から6頁23番までの計23件の内、4番は取り下げ、2番、3番及び19番は保留、30a以下の5番から18番、20番から23番は、許可と決定いたします。なお、30aを超える1番につきましては、岡山県農業会議に意見聴取を行った後、許可と決定することとします。</p> <p>次に、7頁をお開きください。議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とします。</p> <p>おそれいります、難波福治委員さんに関係する案件がありますので、農業委員会等に関する法律第24条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。</p>
議 長	<p>(難波委員 退席)</p> <p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 則本主任	<p>則本です。それでは説明させていただきます。</p> <p>議案第4号の「農用地利用集積計画について」でございますが、7頁から9頁にかけて14件の計画が、倉敷市農林水産課に提出され、農業委員会に協議がございました。</p> <p>利用権の種類の内訳は、賃貸借3件、使用貸借11件です。</p> <p>また、利用期間の更新は7件で、更新切れを含む新規は7件です。</p> <p>面積は、41,271㎡です。</p> <p>今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、すべて個人です。</p> <p>また、借り手は耕作面積の下限を満たしており、農業専従者は、1人以上確保され、必要な農機具も所有しており、書類上の不備はありませんでした。</p> <p>議案第4号の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、14件とも承認が相当と判断します。</p>

	<p>なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。</p> <p>ご審議のほどよろしく、お願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第4号「農用地利用集積計画について」は7頁1番から9頁14番までの計14件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、承認とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしということですので、議案第4号は、7頁1番から9頁14番までの計14件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、承認と決定いたします。</p> <p>事務局、難波委員さんに入室するように伝えてください。</p> <p>(難波委員 入室)</p>
議 長	<p>難波委員さんに報告いたします。</p> <p>議案第4号は全件承認されましたことを報告いたします。</p> <p>次に、10頁をお開きください。議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 前田主幹	<p>前田です。議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」ご説明いたします。10頁をご覧ください。西地区で1件の申請がありました。</p> <p>特例適用を受けようとする申請人の自宅の所在は四十瀬で、大高小学校の北西約800mに位置しており、相続人と被相続人は同居しておりました。申請農地は、自宅から約50mの距離にある田です。</p> <p>通作距離も問題なく、被相続人は生前農業経営を行っていたと判断されます。</p> <p>また、申請農地は、農業委員会の農家台帳上、耕作権の設定はありません。</p>

そして、相続人は相続税の申告期限までに相続等により取得した農地等で農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる者と判断可能であるため、特例の対象となる要件に該当するものとして、事務局は承認が相当と判断しました。

これらの調査内容について西地区協議会でご審議いただきましたが、特例の対象となる要件に該当するものとして、異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明では、議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」は、10頁1番は、承認とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員

【 異議なしの声あり 】

議 長

異議なしとのことですので、議案第5号は、10頁1番は、承認されました。次に11頁をお開きください。

ここからは報告案件です。

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について

14頁をお開きください。

報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について

16頁をお開きください。

報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について

22頁をお開きください。

報告第4号 農地法第18条の規定による通知について

23頁をお開きください。

報告第5号 農地法第4条の規定による届出の取り止めについて

一括して事務局に説明をお願いします。

事務局  
中村主任

11頁をお開きください。

<p>議 長</p> <p>各委員</p> <p>議 長</p>	<p>報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、11頁から13頁にかけて16件の届出がありました。</p> <p>本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。</p> <p>次に14頁をお開きください。</p> <p>報告第2号「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、14頁から15頁にかけて14件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に16頁をお開きください。</p> <p>報告第3号「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、16頁から21頁にかけて39件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に22頁をお開きください。</p> <p>報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」でございますが、22頁に7件の通知が農業委員会に提出されました。</p> <p>以上1号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可の要らない届出であり、2号から4号につきましては、地区担当の農業委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。</p> <p>次に23頁をお開きください。</p> <p>報告第5号「農地法第4条の規定による届出の取り止めについて」でございますが、23頁に2件の取り止め届が農業委員会に提出されました。</p> <p>報告案件については以上です。</p> <p>ご確認のうえ、ご承認をお願いします。</p> <p>ただいまの事務局の説明について、なにかご質問がありますか。</p> <p>【 異議なしの声あり 】</p> <p>ご異議ないものと認め、報告第1号から報告第5号については、すべて承認することと決定します。</p>
----------------------------------	---

事務局 早乗 副主任	<p>次に、追加議案をご覧ください。追加議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題にします。</p> <p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>早乗です。説明は座ってさせていただきます。</p> <p>追加議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、2件の申請がありました。</p> <p>次に各案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票2」に記載しておりますので、参照してください。</p>
議 長	<p><b>【追加議案第1号、調査票をもとに朗読・説明】</b></p> <p>1番についてですが、農地転用における必要性が不十分であるため、再度確認する必要があるため保留とのことでした。</p> <p>2番について特に問題はございませんでした。</p> <p>以上により1番は保留。2番について、許可基準からみた検討状況は、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。</p> <p>また、この1件につきまして、倉敷東地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可との意見でした。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p> <p>事務局の説明では、追加議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、1番は保留、2番は別添調査票のとおり農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はありませんか。</p>
各委員	<p><b>【 異議なしの声あり 】</b></p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、追加議案第1号は、1番は保留、2番は許可と決定いたします。</p> <p>以上で審議案件は終了いたしました。</p> <p>事務局他に、何かありますか。</p>
事務局 池原次長	<p>ご審議ありがとうございました。</p>

議 長	<p>次回の農地部会は、平成28年11月8日(火)午前10時より、倉敷市役所502会議室にて予定しております。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p> <p>皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を当部会にご出席をいただき、迅速かつ適切なご審議をたまわり、誠にありがとうございました。皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。</p> <p>次回農地部会は先ほど事務局から案内があったとおりですので、ご出席のほど、よろしくお願いたします</p> <p>これにて、散会いたします。</p> <p>(閉会 午前10時30分)</p>
-----	--

農業委員会部会会議規則第11条第2項の規定により署名・押印をする。

平成28年10月12日

倉敷市農業委員会

農地部会長

署名委員

署名委員